日本国憲法の構成と頻出条文⑤

第１章　天皇
第２章　戦争の放棄
第３章　国民の権利及び義務
第４章　国会
第５章　内閣
第６章　司法
第７章　財政
第８章　地方自治
第９章　改正
第10章　最高法規
第11章　補則

第五章

第69条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、
又は信任の決議案を否決したときは、
十日以内に衆議院が解散されない限り、
総辞職をしなければならない。